

## 災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する基本協定書

宇土市（以下「甲」という。）と熊本県立宇土中学校・熊本県立宇土高等学校（以下「乙」という。）は、災害の発生時において甲が宇土市地域防災計画に基づき設置する避難所（緊急避難場所を含む。以下「避難所等」という。）として、学校施設を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

### （校長との覚書の締結）

第2条 甲は、乙の学校施設を避難所等として利用することについて、乙の校長（以下「校長」という。）と次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応及び役割分担、要員の確保、連絡及び運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う避難所等設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- (3) 利用できる学校施設及び設備等の範囲に係る事項
- (4) 次条第4項の規定による物資の備蓄及び配給に係る事項
- (5) 甲が実施する施設及び設備の整備並びに調達に係る事項
- (6) 甲が実施する避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (7) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (8) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の避難所等としての利用に関し、必要な事項

### （設置運営）

第3条 避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

- 2 校長は、避難所等の設置運営について、甲の要請を受けたときは、授業及び業務に支障のない範囲で甲を支援するものとする。
- 3 甲は、校長の協力の下、避難所等開設の訓練を実施すること等を通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。
- 4 甲は、避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄並びに調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は学校施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

### （設置の期間）

第4条 避難所等の設置の期間（以下「期間」という。）は、災害の発生後避難所等を設置した日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長することができるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(避難所等の終了, 損害賠償)

第5条 甲は, 乙の学校施設の避難所等としての利用を終了する際は, 原状に復し, 校長の確認を受けるものとする。

2 甲は, 甲の責めに帰すべき事由により, 乙の学校施設又は設備が滅失し, 又は毀損したときは, その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が乙の学校施設又は校長の管理する設備器具等を滅失し, 又は毀損したときも, 同様とする。

(使用許可, 費用負担)

第6条 校長は, この協定に基づき, 甲が乙の学校施設を避難所等として利用する場合は, 地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし, 使用料は, 熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお, 目的外使用許可申請は, 災害時であることを考慮し, 電話等の通信手段又は口頭により申請し, 後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項の目的外使用により生じる電気料, 水道使用料, ガス使用料, 燃料費その他の費用については, 甲が負担するものとし, 当該費用の算定については, 前年度同月実績との比較等に基づき, 校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は, この協定の締結後1年間とし, 甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は, 更に1年間この協定を延長するものとし, その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他避難所等の利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については, 甲乙協議の上, 定めるものとする。

この協定の締結を証するため, 本書2通を作成し, 甲乙双方署名押印の上, 各自1通を保有する。

令和2年3月25日

(甲) 宇土市浦田町51番地

宇土市  
宇土市長

元松茂樹



(乙) 宇土市古城町63番地

熊本県立宇土中学校  
校長

福田明昭



宇土市古城町63番地

熊本県立宇土高等学校  
校長

福田明昭

